

以上を踏まえ、以下の案についてどう考えるか。

- | | | |
|------|-------|-----------------|
| (案1) | 6ヶ月 | (平20年7月～12月) |
| (案2) | 1年 | (平20年7月～平21年6月) |
| (案3) | 1年9ヶ月 | (平20年7月～平22年3月) |
| (案4) | 2年 | (平20年7月～平22年6月) |
| (案5) | 2年9ヶ月 | (平20年7月～平23年3月) |

(2) 検討会における意見

上記論点について、検討会においては概ね、以下のような意見が出されたところである。

- ・ 委託期間が半年というのは、設備投資の回収という考え方からもありえない。(多数の委員)
- ・ 指定管理者制度の実態は最低3年となっており、本来それくらいの期間がないと事業は軌道に乗せられないし、評価もできない。
- ・ 3か年委託し、半年たったところで状況確認、という考え方もあるのではないか。

(3) 方向性

上記を踏まえ、さらに、次のような点に配慮して、方向性を考えてはどうか。

- ① 民間事業者の創意工夫を活かしてサービスの質の維持向上及び経費削減を実現するためには、民間事業者が経験を蓄積・分析し、軌道修正のプロセスを踏んだり、設備やスキル構築への投資を行うことができるような期間が必要であり、委託に当たって、そのために必要な一定の期間を与える必要があるのではないか。検討会においても、こうした点を考慮し、3年以上の期間を設定すべきという意見が大半であった。
- ② 民間受託者が手を挙げる条件としても、こうした点を考慮する必要があるのではないか。
- ③ 一方で、できるだけ早期に検討を行い、結論を得るという行政改革上の要請があり、委託期間の設定に当たっても、こうした必要性に十分留意する必要があるのではないか。

- ④ これらを踏まえ、妥当な委託期間として、どの程度のものを考えるべきか。

4 関係機関等のバックアップについて

(1) 論点

検討会においては、次のような論点を提示し、議論を行った。

① 包括的民間委託の効果を上げるためには、関係機関等がどのようなバックアップをするべきか。

② 現在の関係機関等のバックアップとしては、次の取組が行われている。

i) 厚生労働省関係

文部科学省と連携し、教育委員会等に対して、「私のしごと館」への来館等について依頼

ii) 雇用・能力開発機構関係

都道府県センターにおいて、①未利用校に対する利用の働きかけ、
②利用校に対する事前学習及びアフターフォローサービスを実施

iii) 経済団体、教育界等関係

経済団体、行政機関、教育関係者、学識経験者により構成される支援協議会を設置し、利用促進、集客・顧客満足度・費用対効果を高めるための方策の在り方や関係機関の協力・参画の在り方等について助言・支援を実施

(2) 検討会における意見

上記論点について、検討会においては概ね、以下のような意見が出されたところである。

- ・ 民間委託を行った後も、バックアップの現状の取組は維持すべき。施設を維持する方針であればバックアップは必要。
- ・ 受託した企業を守る発言をする必要がある。そうでないと、企業が手を挙げられない。失敗するかもしれないが、チャレンジ精神を見守っていこうという社会的な雰囲気づくりが大切。
- ・ 今後の在り方について、社会の理解が得られるのかがポイント。この会議をこうして公開しているのも、その一環かと思っている。こういったことは、このくらいの負担をしてでもやるべき、という理解が社会的に図られることが重要。

(3) 方向性

上記を踏まえ、以下のような方向性について、どう考えるか。

- ① 包括的民間委託移行後も、しごと館事業が厚生労働省の施策に基づく事業であることは変わらないので、従来から行ってきた厚生労働省、雇用・能力開発機構、関係団体等によるバックアップを継続する必要があるのではないか。
- ② 特に、運営が民間の個別企業となってからも、バックアップ機能を充実するための工夫が必要ではないか。
　　例えば、次のような取組が考えられるのではないか。
 - ・ 企業が広告、ブース、テナントを出すなど、しごと館を積極的に活用する方策を考えてはどうか。
 - ・ 関西地域の雰囲気作りのために、関西の経済団体との意見交換をしてはどうか。
 - ・ 若者支援を行うNPO等との連携方策を考えてはどうか。

5 目標設定と評価の考え方

(1) 論点

検討会においては、次のような論点を提示し、議論を行った。

- ① 1から4までを踏まえ、包括的民間委託に当たって設定する具体的な目標についてどう考えるか。
- ② 収支率の他に、どのような目標が必要となるか。
- ③ 評価については、本年末までに行う評価において、どのような評価を行うべきか。

(2) 検討会における意見

上記論点について、検討会においては概ね、以下のような意見が出されたところである。

(目標について)

- ・ アクションプランの内容では不満、というのが閣議決定の背景なのだろうが、これを上回る成果を出す、というのを民間事業者に求めるのは乱暴。民間事業者も、短期間で受託するのか長期で受託するのかではやり方が全く違う。
- ・ 職業キャリア教育の成果が短期間で出てくるはずがない。無理すれば、ただの数字あわせの議論になる。
- ・ 今の段階では、明確な収支の目標は出せないのでないか。

(評価について)

- ・ 指定管理者制度は最低3年となっており、本来それくらいの期間がないと事業は軌道にのせられないし、評価もできない。
- ・ 3か年委託し、半年たったところで、状況確認、という考え方もあるのではないか。

(3) 方向性

上記を踏まえ、以下のような方向性について、どう考えるか。

(目標について)

目標は、収支のあり方及び職業キャリア教育としての政策効果の二点が

焦点となる。

① このうち、収支のあり方については、前述2で議論した方向に従うことでよいか。

② 職業キャリア教育としての政策効果については、どう考えるか。

これまで、各事業サービス利用者延べ数（平成18年度51万人）等の客観的な指標によって判断してきており、基本的には、引き続き、これらの指標を目安として、従来レベルを上回ることを一応の目標としてよいか。

また、職業キャリア教育の専門家による評価が重要であることから、少なくとも教員の反応を把握し、高い評価が得られているかどうかを目標としてはどうか。

（評価について）

（イ）評価のあり方

① 評価は、目標を達成できたかをベースに行うことが中心になるが、目標達成状況だけではなく、目標達成のためにどのような問題があり、その問題に対し、どのような工夫・対応を行っているかのプロセスの状況も重要ではないか。

② 特に、職業キャリア教育の効果は、意識面・行動面を含め、必ずしも外見上明確な形で現れるとは限らず、また、時間的にもすぐに現れるとは限らない。

③ したがって、職業キャリア教育の効果については、上記のような指標のほかに、職業キャリア教育効果を高めるための受託者側の工夫（主としてソフト面）について、職業キャリア教育の専門家による評価を行うなど、総合的に評価することが重要ではないか。

その例として、例えば、次のような点にも着目して、評価してはどうか。

- ・ 提供するサービスの内容が、対象者の発達段階に応じた効果的なものとなるよう創意工夫ができているか。
- ・ 提供するサービスの内容が、将来の職業選択や学部・学科選択に資するよう創意工夫ができているか。
- ・ 職業体験職種の設定に当たっては、近年の労働市場の動向を捉えるよう創意工夫ができているか。

- ・ 関係機関との連携により、職業体験の事前・事後学習のフォローなども含め、効果的なサービスとなるよう創意工夫ができているか。等

(口) 当面（平成20年末）の評価

上記を踏まえ、以下のような方向性にしてはどうか。

本年末の取りまとめの時点では、

- ① 円滑に業務の引き継ぎを行い、業務に支障が生じていないか、
- ② 以下のような問題点、課題について分析・検討を行っているか或いは行おうとしているかなど委託期間終了時の目標を展望した着実な努力を行っているかどうかをチェックした上で、
その結果をもとに存廃を含めた在り方を検討してはどうか。

○ 収支改善に向けた問題点・課題

(例)

- ・ 企業からの広告収入
- ・ 企業ブース・テナントの設置
- ・ 企業の人材確保・育成施設としての活用
- ・ 支出削減を含めた効率化 等

○ 職業キャリア教育としての効果を高めるまでの問題点・課題

(例)

- ・ 提供するサービスの内容が、対象者の発達段階に応じた効果的なものとなっているか。
- ・ 提供するサービスの内容が、将来の職業選択や学部・学科選択に資するようなものとなっているか。
- ・ 職業体験職種の設定に当たっては、近年の労働市場の動向を捉えるようなものとなっているか。
- ・ 関係機関との連携により、職業体験の事前・事後学習のフォローなども含め、効果的なサービスとなっているか。